

3月自殺対策強化月間の取り組みについて

健康推進部健康づくり課

国は、自殺総合対策大綱において、3月を自殺対策強化月間に設定し、国・地方公共団体・関係団体及び民間団体等と連携して啓発活動を推進し、あわせて啓発活動によって悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定めています。

これに合わせて本市でも自殺やうつ病等心の病気についての正しい知識の普及を図るとともに、悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう自殺予防に関する様々な取り組みを行います。

記

1 自殺予防パネル展

- (1) 日 時 平成27年3月10日(火)～13日(金) 午前9時～午後5時
※13日は午後3時まで
- (2) 会 場 市役所東館1階市民ホール
- (3) 内 容 自殺対策に取り組む理由や自殺予防の十箇条、ゲートキーパー、
ストレスを解消するためのポイントについてのパネル展示とチラシ
等の配布

2 その他の啓発活動

- ◇情報ステーション・公民館・各種健診等において、ストレスについてのチラシ配布
- ◇市広報紙及び市ホームページへの掲載
- ◇健康づくり課公用車へのマグネットシート貼付
- ◇横断幕の掲示及びのぼり旗の設置